

未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業費補助金交付要綱

制定 平成31年3月25日付第201800350093号
一部改正 令和2年4月22日付第202000013680号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興を図るため、森林及び林業に関する知識及び技術を習得し、将来的に林業の中核を担うことが期待される人材を育成することにより、林業への就業意欲を喚起し、新規就業者の確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業

別表1の第1欄に掲げる1の事業を行う同表の第3欄に掲げる給付対象者のうち、緑の青年就業準備給付金事業実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経97号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び緑の青年就業準備給付金事業実施要領（平成25年5月16日付け25林政経98号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、別表2に掲げる要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で鳥取県緑の青年就業準備給付金を交付する。なお、研修の実施初年度のみを対象とする。

(2) 安全衛生技能講習等支援事業

別表1の第1欄に掲げる2の事業を行う同表の第2欄に掲げる事業実施主体に対し、予算の範囲内で安全衛生技能講習等支援事業費補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業

別表1の第5欄に掲げる額とする。

(2) 安全衛生技能講習等支援事業

補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあつては様式第1号、安全衛生技能講習等支援事業にあつては様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入れ控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあつては、交付申請を受けた日から30日以内、安全衛生技能講習等支援事業にあつては、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、同項の規定による審査等が完了した後に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあつては、様式第3号によるものとし、安全衛生技能講習等支援事業にあつては、交付額確定通知と併せて様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助事業等の変更等）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあつては、規則第12条第2項の規定による中止又は廃止をしようとする場合、規則第12条第3項に規定する申請書に様式第5号を添付するものとする。
- 3 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあつては、次に掲げる日までに行うものとし、安全衛生技能講習等支援事業にあつては、交付申請をもってこれに替えるものとする。

- (1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、給付対象期間の末日から20日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。
- (2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、中止若しくは廃止の日から20日を経過す

る日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあっては様式第1号、安全衛生技能講習等支援事業にあっては様式第2号によるものとする。
- 3 事業実施主体は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額にかかる仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに地方事務所の長に報告し、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（額の確定）

第8条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業にあっては、様式第7号によるものとし、安全衛生技能講習等支援事業にあっては、交付決定通知と併せて様式第4号により通知する。

（補助金の返還等）

第9条 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業の給付対象者は、知事が別に定める規定により給付金を返還する義務が生じた場合は、給付金の一部又は全部を県に返還しなければならない。

（提出書類について）

- 第10条 規則、本要綱、国実施要綱及び国実施要領の規定により事業実施主体及び給付対象者が知事に提出する書類は、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
- 2 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業の給付対象者にあっては、前項に規定する提出を行う際は、鳥取県緑の青年就業準備給付金事業研修機関等認定要領（平成30年6月25日付第201800087548号鳥取県農林水産部長通知）の規定により、知事が林業への就業に有効と認めた研修機関（以下「認定研修機関」という。）を通じて提出しなければならない。

（補助金交付決定前の着手等）

- 第11条 鳥取県緑の青年就業準備給付金事業の着手は、原則として、交付決定通知後に行うものとする。ただし、別に定める研修計画を研修が始まる日までに提出したものに限り、補助金交付決定前に着手することができる。
- 2 前項のただし書きにより事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定までの間に実施した鳥取県緑の青年就業準備給付金事業を補助金の対象にすることができる。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度の事業から適用する。
- 2 平成31年度（2019年度）に限り、第12条第1項の規定は、別に定める研修計画を平成31年の4月30日までに地方事務所の長に提出するものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

別表 1

1 対象事業	2 事業実施主体	3 給付対象者	4 補助対象経費	5 補助率	6 重要な変更
1 鳥取県 緑の青年 就業準備 給付金事 業	—	認定研修機関に おいて研修を受 ける者(ただし、 別表2に掲げる 者に限る。)	—	定額(10 /10)※	給付金の増 額及び30 %を超える 減額
2 安全衛 生技能講 習等支援 事業	認定研修機関	—	安全衛生技能講 習等の受講(受講 料、テキスト代) 及び開催(講師に 係る謝金及び旅 費、機械等レン タル料、テキス ト代)に要する経費	1/2	—

※給付金額は、給付金の上限額(1人あたり年間で最大155万円)から1ヶ月あたりの上限額を割り戻し、研修に要した月数(研修日数が1ヶ月に満たない場合は切り捨てる。)を乗じて求めた額とする。

別表 2

<p>研修機関において研修を受ける者が、鳥取県緑の青年就業準備給付金の交付を受けるために必要な要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業への就業予定時の年齢が、原則 4 5 歳未満であり、林業へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。 ただし、就職氷河期世代（平成 5 年～平成 1 6 年に学校卒業期を迎えた世代）に属する者のうち、研修開始の前年度に「正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者」、「就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」に限っては、就業予定時の年齢を問わない。 2 研修計画が次に掲げる基準に適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 林業への就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であって、県が適切と認めた研修機関で研修を受けること。 イ 研修期間がおおむね 1 年かつおおむね年間 1, 2 0 0 時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること。 ウ 先進林業事業体で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> （ア）当該先進林業事業体の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと。 （イ）当該先進林業事業体と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く。）を結んでいないこと。 （ウ）当該先進林業事業体が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。 エ 研修先が先進林業事業体のみではないこと。 3 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。 4 原則として生活費の確保を目的とした国及び県の他の事業による給付等を受けていないこと。 5 過去に本給付金の給付を受けていないこと。
---	--